

国家外汇管理局上海市分局关于进一步提升优质企业贸易外汇收支便利化试点政策质效的通知

上海汇发〔2022〕22号

上海市各外汇指定银行：

为贯彻落实党中央和国务院关于贸易自由化、便利化改革的工作部署，不断深化“放管服”改革，进一步提升辖内优质企业贸易外汇收支便利化试点政策质效，在前期贸易外汇收支便利化试点的基础上，我分局修订了《国家外汇管理局上海市分局关于开展优质企业贸易外汇收支便利化试点的指导意见》（以下简称《指导意见》）：一是扩大试点业务范围，将初次收入（资本项目有关的收益收支除外）和二次收入纳入试点业务；二是优化银行准入条件，降低银行外汇业务合规与审慎经营评估等级条件；三是放宽银企合作年限，企业原则上在试点银行持续办理经常项目外汇收支业务两年以上。现将《指导意见》印发给你们，请结合本行实际，参考新的《指导意见》进行业务评估，进一步加大对外贸企业的便利化力度和受惠面，我分局将在后期对各行落实情况跟踪考核。

在新修订的《指导意见》执行中如遇到问题，请及时向我分局反馈。

联系人： 何浔丽 管乐
联系电话：58845922 58845702

特此通知。

附件：国家外汇管理局上海市分局关于开展优质企业贸易外汇收支便利化试点的指导意见

国家外汇管理局上海市分局
2022年6月28日

国家外貨管理局上海市分局：優良企業貿易外貨受払利便化試行政策のさらなる効果向上に関する通知
上海匯發〔2022〕22号

上海市の各外貨指定銀行：

中国共産党中央委員会および国務院の貿易自由化・利便化改革に関する業務・段取りを徹底・実行し、「放管服（行政簡素化および権限委譲・開放および管理の結合・サービス合理化）」改革を絶え間なく深化させ、管轄内の優良企業貿易外貨受払利便化試行政策の効果をさらに向上させるため、初期の貿易外貨受払利便化試行を基礎として、当分局は、《国家外貨管理局上海市分局：優良企業貿易外貨受払利便化試行の実施に関する指導意見》（以下、《指導意見》）を改訂した：一つ目は、試行業務の範囲拡大であり、第一次所得（資本項目に関する収益の受払を除く）および第二次所得を試行業務に組み入れる；二つ目は、銀行の参入条件の最適化であり、銀行の外貨業務コンプライアンスおよびプルーデンス経営評価の格付け条件を引き下げる；三つ目は、銀行と企業の連係年限の緩和であり、企業は、原則、試行銀行において經常項目外貨受払業務を2年以上継続して行っているものとする。ここに、《指導意見》を印刷・公布するため、当該銀行の現状を踏まえて、新たな《指導意見》を参考として業務評価を行い、さらに対外貿易企業に対する利便性および優遇面を強化されたい。当局は、以降、各銀行の実施状況について追跡・審査を行う。

新たに改訂した《指導意見》の執行中に問題に遭遇した場合、遅滞なく当局にフィードバックされたい。

連絡先： 何浔麗 管楽
電話番号：58845922 58845702

特にここに通知する。

付属文書：国家外貨管理局上海市分局：優良企業貿易外貨受払利便化試行の実施に関する指導意見

国家外貨管理局上海市分局
2022年6月28日

<p>附件 国家外汇管理局上海市分局关于开展优质企业贸易外汇收支便利化试点的指导意见</p> <p style="text-align: center;">第一章 总 则</p> <p>第一条 为深化放管服改革，支持上海地区开放型经济高质量发展，提升贸易自由化、便利化水平，引导银行和企业守法自律，发挥正向激励作用，根据《中华人民共和国外汇管理条例》等相关规定，制定本指导意见。</p> <p>第二条 符合条件的境内银行向国家外汇管理局上海市分局(以下简称上海市分局)备案后，作为货物贸易/服务贸易外汇收支便利化试点银行(以下简称试点银行)，可对本行推荐的优质企业开展货物贸易/服务贸易外汇收支便利化试点(以下简称试点业务)。</p> <p>试点银行应审慎展业，落实“了解客户”“了解业务”“尽职审查”原则，审查货物贸易/服务贸易收支的真实性、合规性和合理性。适用试点业务的优质企业(以下简称试点企业)应确保货物贸易/服务贸易外汇收支具有真实、合法的交易基础，不得利用构造贸易、虚假贸易等转移资金或骗取融资。</p> <p>第三条 上海市分局对试点业务进行监督管理，可根据国际收支形势、政策变化和业务发展需要等对本指导意见进行调整。</p> <p style="text-align: center;">第二章 业务备案</p> <p>第四条 银行开展试点业务，应同时具备以下条件： (一) 在上海地区注册经营的银行一级分行或地方性银行总行。 (二) 具备真实的试点业务需求，所推荐的试点企业符合本指导意见规定的条件。 (三) 合规经营、审慎展业，具备完善的内控制度，包括但不限于客户准入、业务授权、高风险</p>	<p>付属文書 国家外貨管理局上海市分局：優良企業貿易外貨受払利便化試行の実施に関する指導意見</p> <p style="text-align: center;">第一章 総 則</p> <p>第一条 「放管服（行政簡素化および権限委譲・開放および管理の結合・サービス合理化）」改革を深化させ、上海地区の開放型経済のハイクオリティな発展を支持し、貿易自由化・利便化レベルを引き上げ、銀行および企業の法令遵守・自律性を指導し、ポジティブインセンティブの効果を発揮させるため、《中華人民共和国外貨管理条例》などの関連規定に基づき、本指導意見を制定する。</p> <p>第二条 条件に合致する国内銀行は、国家外貨管理局上海市分局（以下、上海市分局）に備案後、貨物貿易/サービス貿易外貨受払利便化試行の銀行（以下、試行銀行）として、当該銀行が推薦する優良企業に対して貨物貿易/サービス貿易の外貨受払利便化試行（以下、試行業務）を行うことができる。</p> <p>試行銀行は、慎重に業務を行い、「Know Your Customer」「Know Your Business」「デューデリジェンス」の原則を実行し、貨物貿易/サービス貿易に係る受払の真実性・コンプライアンス性および合理性を審査しなければならない。試行業務を適用する優良企業（以下、試行企業）は、貨物貿易/サービス貿易に係る外貨受払に真実・合法的な取引の基礎があることを保証しなければならない。虚構取引・虚構貿易などを利用して資金を移転あるいは融資を騙し取ってはならない。</p> <p>第三条 上海市分局は、試行業務に対して監督管理を行い、国際収支情勢・政策変更および業務発展ニーズなどに応じて本指導意見を調整することができる。</p> <p style="text-align: center;">第二章 業務備案</p> <p>第四条 銀行が試行業務を行う場合、同時に以下の条件を備えていなければならない： (一) 上海地区において登録・経営する銀行の一級支店あるいは地方性銀行の本店である。 (二) 真実の試行業務ニーズを有しており、推薦する試行企業が本指導意見の規定する条件に合致している。 (三) コンプライアンスに準拠した経営・慎重な業務を行っており、完備された内部統制制度を</p>
--	---

<p>业务清单、货物贸易/服务贸易外汇业务的风险预警、职责分工、应急管理、内部审计、责任追究等方面。申请银行及下属经办行应配备熟悉外汇业务政策的从业人员。</p> <p>(四) 针对试点业务制定专项管理办法, 包括但不限于对试点企业的主体身份、生产经营、诚信记录等进行尽职调查, 对试点企业贸易收支真实性、合理性及商业模式逻辑性等持续跟踪、定期评估, 对试点业务建立专门监测指标和预警系统, 建立发现异常及应急处置措施。</p> <p>(五) 银行贸易收支结构合理。</p> <p>(六) 近三年银行外汇业务合规与审慎经营评估原则上均在B+(含)以上。</p> <p>(七) 货物贸易/服务贸易外汇业务合规记录良好。</p> <p>(八) 承诺自愿遵守《银行承诺函》(见附件)。</p> <p>第五条 企业向试点银行申请成为试点企业, 应同时具备以下条件:</p> <p>(一) 企业原则上在试点银行持续办理经常项目外汇收支业务两年以上, 具备真实的试点业务需求。</p> <p>实行财务集中管理的集团型企业申请试点, 应由一家在上海地区注册的成员企业(以下简称主办企业)向试点银行统一申请。主办企业原则上在试点银行持续办理经常项目外汇收支业务两年以上; 申请试点的集团内其他成员企业应纳入集团内部的财务集中管理但可不在试点银行持续办理经常项目外汇收支业务两年以上。</p> <p>(二) 异地企业(含异地成员企业)参与试点的, 其注册地需在已实行试点的地区。异地企业正式成为试点企业后, 应向其所在地外汇分局进行书面备案。</p>	<p>備えており、これには顧客参入・業務授權・ハイリスク業務リスト・貨物貿易/サービス貿易外貨業務のリスクアラート・職責に基づく分業・応急管理・内部監査・責任追及などの方面を含むがこれらに限らない。申請銀行およびその下部の取扱銀行は、外貨業務・政策に熟知している職員を配置しなければならない。</p> <p>(四) 試行業務について特別管理弁法を制定しており、これには試行企業の主体身分・生産経営・信用記録などに対するデューデリジェンス調査の実施、試行企業の貿易受払に対する真実性・合理性およびビジネスモデルに対する論理性などの持続的トレース・定期的評価、試行業務に対する専門モニタリング指標およびアラートシステムの構築、異常発見および応急処置措置の構築を含むがこれらに限らない。</p> <p>(五) 銀行の貿易受払構造が合理的である。</p> <p>(六) 直近3年の銀行の外貨業務コンプライアンスおよびプルーフデンス経営評価が、原則、すべてB+ (B+を含む) 以上である。</p> <p>(七) 貨物貿易/サービス貿易の外貨業務コンプライアンス記録が良好である。</p> <p>(八) 《銀行承諾書》(付属文書参照) の自主的な遵守を承諾している。</p> <p>第五条 企業は、試行企業への申請を試行銀行に対して行う場合、同時に以下の条件を備えていなければならない:</p> <p>(一) 企業は、原則、試行銀行において經常項目外貨受払業務を2年以上継続して行っており、真実の試行業務ニーズを有している。</p> <p>財務集中管理を実行しているグループ型企業が試行を申請する場合、上海地区に登録するメンバー企業一社(以下、主幹企業)が試行銀行に統一して申請しなければならない。主幹企業は、原則、試行銀行において經常項目外貨受払業務を2年以上継続して行っているものとする; 試行を申請するグループ内のその他のメンバー企業は、グループ内部の財務集中管理に組み入れなければならないが、試行銀行において經常項目外貨受払業務を2年以上継続して行っていないでもよい。</p> <p>(二) 異地の企業(異地のメンバー企業を含む)が試行に参加する場合、その登録地は、すでに試行を実行している地区でなければならない。異地の企業は、正式に試行企業となった後、その所在地の外管局分局に対して書面にて備案しなければ</p>
--	--

<p>(三) 企业货物贸易/服务贸易收支结构合理, 资金收付合理稳定。</p> <p>(四) 生产经营状况稳定、诚信度高、守法合规情况好, 以往无构造贸易、虚假贸易等异常记录, 近三年未被所在地外汇局处罚。申请货物贸易外汇收支便利化试点的企业近三年货物贸易外汇管理分类应持续为A类。</p> <p>(五) 具备保证货物贸易/服务贸易收支合规性的措施, 配备专人对试点业务进行监督评估。</p> <p>能自证货物贸易/服务贸易收支及交易的真实性、逻辑性和合理性, 做到交易留痕, 并利用电子化手段准确记录和管理。</p> <p>(六) 企业应审慎经营、财务中性, 企业贸易信贷、贸易融资应具有合理性, 按规定报告贸易信贷等信息。</p> <p>(七) 出于风险防范目的, 试点银行规定的其他条件。</p> <p>第六条 符合条件的银行可向上海市分局备案, 并提交以下材料:</p> <p>(一) 备案报告, 包括银行自评情况(业务需求、近三年银行外汇业务合规与审慎经营评估情况、收支结构以及被核查、约谈、风险提示、处罚、人员等情况)、首批拟开展试点业务的银行网点、首批推荐拟试点的企业(包含结合企业准入条件开展的评估情况)等。</p> <p>(二) 银行专项管理办法, 包括但不限于操作流程、内部风险控制、开展试点业务的银行网点和试点企业的准入及退出条件以及根据企业业务需求、业务特点和管理水平制定具体的试点措施等。</p> <p>(三) 《银行承诺函》。</p>	<p>ばならない。</p> <p>(三) 企業の貨物貿易/サービス貿易の受払構造が合理的であり、資金の受払が合理的かつ安定している。</p> <p>(四) 生産・経営状況が安定しており、信用性が高く、法令遵守およびコンプライアンス準拠の状況が良好であり、過去に虚構取引・虚構貿易などの異常記録がなく、直近3年に所在地の外管局から処罰を受けていない。貨物貿易外貨受払利便化試行を申請する企業の直近3年の貨物貿易外貨管理分類は、継続してA類でなければならない。</p> <p>(五) 貨物貿易/サービス貿易受払のコンプライアンス性を保証する措置を備えており、試行業務に対して監督・評価を行う専門職員を配置している。</p> <p>貨物貿易/サービス貿易の受払および取引の真实性・論理性および合理性を自ら証明し、取引痕跡を残し、併せて電子的手段を利用して正確に記録および管理することができる。</p> <p>(六) 企業は、慎重な経営・財務の中立性がなければならない、企業の貿易与信・トレードファイナンスに合理性があり、規定に基づき貿易与信などの情報を報告しなければならない。</p> <p>(七) リスク防止を目的として、試行銀行が規定するその他条件。</p> <p>第六条 条件に合致する銀行は、上海市分局に備案し、併せて以下の資料を提出することができる:</p> <p>(一) 備案報告。これには、銀行の自己評価状況(業務ニーズ・直近3年の銀行の外貨業務コンプライアンスおよびプルーデンス経営評価の状況・受払構造および過去の検査・面談・リスク提示・処罰・人員などの状況)、最初に試行業務を行う予定の銀行拠点・最初に推薦する試行予定企業(企業の参入条件を踏まえて行った評価状況を含む)などを含む。</p> <p>(二) 銀行の特別管理弁法。これには、オペレーションフロー・内部リスクコントロール・試行業務を行う銀行拠点および試行企業の参入および退出条件ならびに企業の業務ニーズ・業務の特徴および管理レベルに基づき制定した具体的な試行措置などを含むがこれらに限らない。</p> <p>(三) 《銀行承諾書》。</p>
---	--

<p>自收到完整备案材料之日起20个工作日内，对于符合条件的银行，以上海市分局名义出具书面备案文件，银行方可开展试点业务。</p> <p>第七条 试点银行应按照本指导意见，审核并确定试点企业，留存试点企业申请材料5年备查。</p> <p>第八条 试点银行应对试点业务的实施情况进行评估，运行良好的，试点银行可适时新增试点企业，同时将新增试点企业名单及银行网点于10个工作日内向上海市分局事后备案。</p> <p>第九条 上海市分局对试点银行按年度开展定期评估。评估合格的银行可继续开展试点业务。经评估不合格的银行，上海市分局应及时告知相关银行评估不合格的原因，试点银行应在3个月内进行整改，根据本指导意见第十条规定应当取消试点资格的情况除外，整改期内试点银行不可新增试点企业。整改到期后仍不符合本指导意见准入标准的，上海市分局应书面通知试点银行，取消其试点资格。</p> <p>第十条 上海市分局对试点业务日常监测中，发现试点银行未按本指导意见进行尽职审查、合规经营、审慎展业，或内控管理执行不到位的，试点银行应在3个月内进行整改，整改期内试点银行不可新增试点企业。到期后未完全整改的，上海市分局应书面通知试点银行取消其试点资格。</p> <p>试点银行出现以下情形之一的，上海市分局自发现之日起10个工作日内，书面通知试点银行取消其试点资格：</p> <p>(一) 银行未尽职审核，主动开展或协助企业开展监管套利、空转套利、虚假交易、构造贸易等异常交易，或为企业开展上述异常交易转移资金或骗取融资提供便利。</p>	<p>完全な備案資料の受領日より20営業日以内に、条件に合致する銀行に対して、上海市分局名義にて書面の備案文書が発行され、銀行はこれ以降でなければ試行業務を行うことができない。</p> <p>第七条 試行銀行は、本指導意見に基づき、試行企業を審査かつ確定し、検査に備えて試行企業の申請資料を5年間保管しなければならない。</p> <p>第八条 試行銀行は、試行業務の実施状況に対して評価を行わなければならない、運営が良好な場合、試行銀行は適時、新たに試行企業を追加し、同時に新規追加試行企業リストおよび銀行拠点を10営業日以内に上海市分局に事後備案することができる。</p> <p>第九条 上海市分局は、試行銀行に対して年度毎に定期評価を行う。評価で合格した銀行は、試行業務の実施を継続することができる。評価で不合格となった銀行に対して、上海市分局は、直ちに評価で不合格となった原因を関連銀行に告知しなければならない、試行銀行は、3ヶ月以内には是正しなければならない、本指導意見第十条の規定に基づき試行資格を取り消さなければならない状況を除き、是正期間内に試行銀行は試行企業を追加することはできない。是正期限の到来後、本指導意見の参入基準に依然として合致していない場合、上海市分局は、書面にて試行銀行に通知のうえ、その試行資格を取り消さなければならない。</p> <p>第十条 上海市分局が試行業務に対する日常モニタリングにおいて、試行銀行が本指導意見に基づきデューデリジェンス審査・コンプライアンスに準拠した経営・慎重な業務実施を行っていない、あるいは内部統制管理・執行が十分でないことを発見した場合、試行銀行は、3ヶ月以内には是正しなければならない、是正期間内に試行銀行は新たに試行企業を追加することはできない。是正期限の到来後、完全に是正していなかった場合、上海市分局は、その試行資格を取り消すことを書面にて試行銀行に通知しなければならない。</p> <p>試行銀行に以下の状況のいずれかが生じた場合、上海市分局は、発覚日より10営業日以内に、その試行資格を取り消すことを書面にて試行銀行に通知しなければならない。</p> <p>(一) 銀行がデューデリジェンス審査を行わずに、監督管理を利用した鞆取り・実体のない鞆取り・虚構貿易・虚構取引などの異常取引を主体的に行ったあるいは企業のこれらの行為を幫助した、もしくは企業の上述の異常取引のための資金移転あるいは融資の騙取に便宜を図った。</p>
--	--

(二) 銀行の経営行為が上海地区跨境資金流動、金融穩定造成負面影響。

(三) 銀行外匯業務合規與審慎經營評估為B-及以下。

(四) 銀行不配合上海市分局監督管理工作。

第三章 便利化措施

第十一條 試點銀行在確保交易真實、合法，符合合理性和邏輯性的基礎上，可為本行試點企業實施以下便利化措施：

(一) 優化單證審核。銀行按照“了解客戶”“了解業務”“盡職審查”原則為試點企業辦理貨物貿易/服務貿易外匯收支業務，對於資金性質不明确的業務，銀行應要求企業提供相關單證。對於單筆等值5萬美元以上的服務貿易外匯支出可事後核驗《服務貿易等項目對外支付稅務備案表》。

(二) 貨物貿易超期限等特殊退匯業務免於事前登記。單筆等值5萬美元以上的退匯日期與原收、付款日期間隔在180天(不含)以上或由於特殊情況無法原路退回的退匯業務，可在銀行直接辦理，免於到所在地外匯局辦理登記手續。

(三) 貨物貿易對外付匯時免於辦理進口報關單核驗手續。銀行能確認試點企業貨物貿易付匯業務真實合法的，可免於辦理進口報關電子信息核驗手續。

(四) 服務貿易項下非關聯關係的境內外機構間發生的代墊或分攤、或超12個月的代墊或分攤業務，由試點銀行審核真實性、合理性後辦理。

(五) 經上海市分局備案的其他貿易外匯收支便利化措施。

第十二條 試點銀行可在備案方案範圍內對本

(二) 銀行の經營行為が上海地区のクロスボーダー資金の流動・金融の安定性に対してマイナスの影響をもたらした。

(三) 銀行の外貨業務コンプライアンスおよびプルーデンス経営評価が B-およびそれ以下である。

(四) 銀行が上海市分局の監督管理業務に協力しない。

第三章 利便化措置

第十一條 試行銀行は、取引の真実および合法性の保証・合理性および論理性への合致を基礎として、当該銀行の試行企業に以下の利便化措置を実施することができる：

(一) エビデンス審査の合理化。銀行は、「Know Your Customer」「Know Your Business」「デューデリジェンス」の原則に基づき、試行企業のために貨物貿易/サービス貿易外貨受払業務を取り扱うが、資金の性質が不明確な業務について、銀行は、関連エビデンスを提供するよう企業に要求しなければならない。一件あたり5万米ドル相当以上のサービス貿易に係る外貨支払は、《サービス貿易等項目對外支払稅務備案表》を事後検査することができる。

(二) 貨物貿易の期限超過などの特殊返金業務の事前登記免除。一件あたり5万米ドル相当以上の返金日ともとの受取・支払日との間隔が180日(180日を含まない)以上あるいは特殊な事情によりもとのルートで戻すことができない返金業務は、銀行において直接取り扱うことができ、所在地の外管局における登記手続を免除する。

(三) 貨物貿易對外支払時の輸入通関申告書検査手続の免除。銀行は、試行企業の貨物貿易外貨支払業務が真実かつ合法的であることを確認可能な場合、輸入通関申告書の電子情報検査手続を免除することができる。

(四) サービス貿易項目の関連関係のない国内外機構間に発生した立替あるいは分担、もしくは12ヶ月を超過する立替あるいは分担業務は、試行銀行が真実性・合理性を審査後に取り扱う。

(五) 上海市分局への備案を経たその他の貿易外貨受払利便化措置。

第十二條 試行銀行は、備案方案の範圍内にお

行推荐的试点企业实施货物贸易/服务贸易外汇收支便利化措施，也可按现行货物贸易/服务贸易外汇管理规定办理。

第十三条 试点银行仅能对本行推荐的试点企业开展试点业务。试点企业在非推荐银行、试点银行对非本行推荐的试点企业办理的货物贸易/服务贸易外汇收支业务不适用本指导意见第十一条规定的便利化措施。

第十四条 试点银行在办理试点业务涉外收付款申报时，交易附言中应注明“贸易便利试点”字样。

第四章 业务管理

第十五条 试点银行开展试点业务应履行尽职审查义务，具体包括：

(一) 试点银行应对试点企业的业务经营状况及可持续经营能力进行跟踪监测，每年至少实地走访一次试点企业，并留存相关材料备查。

(二) 试点银行应对试点企业的货物贸易/服务贸易收支业务进行监测，可根据企业业务模式、内控管理等实际情况自主开展事后核查，确认业务真实合规，各项措施落实到位。

(三) 试点银行日常业务办理中，如发现试点企业货物贸易/服务贸易收支业务存在异常情况，应立即中止实施便利化措施，待确认相关业务真实合规后，方可恢复各项便利化措施。

(四) 试点银行应定期审查本行试点业务开展情况，对试点制度落实、预警系统监测效果、业务开展合规性及审慎展业能力进行全面评估，对存在问题应及时整改。

第十六条 试点企业应确保货物贸易/服务贸易外汇收支业务的真实性、合理性，并留存交易单

いて当該銀行が推薦した試行企業に対して貨物貿易/サービス貿易外貨受払利便化措置を実施することも、現行の貨物貿易/サービス貿易外貨管理規定に基づき取り扱うこともできる。

第十三条 試行銀行は、当該銀行が推薦した試行企業に対してのみ試行業務を行うことができる。試行企業の非推薦銀行/試行銀行における当該銀行が推薦していない試行企業に対して取り扱う貨物貿易/サービス貿易外貨受払業務は、本指導意見第十一条の規定する利便化措置を適用しない。

第十四条 試行銀行は、試行業務の対外受払申告を行う際、取引付記において「貿易利便化試行」との文言を明記しなければならない。

第四章 業務管理

第十五条 試行銀行は、試行業務を行う場合、デューデリジェンス審査の義務を履行しなければならない、具体的に以下を含む：

(一) 試行銀行は、試行企業の業務経営状況および経営持続可能能力に対して追跡モニタリングを行い、毎年少なくとも一度試行企業を往訪し、併せて検査に備えて関連資料を保管しなければならない。

(二) 試行銀行は、試行企業の貨物貿易/サービス貿易受払業務に対してモニタリングを行わなければならない、各措置を適切に実施するために、企業の業務モデル・内部統制管理などの実際の状況に基づき自主的に事後検査を行い、業務の真实性・コンプライアンス性を確認することができる。

(三) 試行銀行は、日常の業務取扱において、試行企業の貨物貿易/サービス貿易受払業務に異常な状況があることを発見した場合、直ちに利便化措置の実施を中止しなければならない、関連業務の真实性・コンプライアンス性の確認後でなければ、各利便化措置を再開することはできない。

(四) 試行銀行は、当該銀行の試行業務の実施状況を定期的に審査し、試行制度の実施・アラートシステム/モニタリングの効果・業務実施のコンプライアンス性および慎重な業務実施能力に対して全面的な評価を行わなければならない、問題がある場合、遅滞なく是正しなければならない。

第十六条 試行企業は、貨物貿易/サービス貿易外貨受払業務の真实性・合理性を保証し、併せ

<p>证5年备查。</p> <p>第十七条 上海市分局对试点银行和企业进行业务指导或风险提示, 试点银行及企业应配合上海市分局非现场监测和核查工作, 如实提供相关资料。</p> <p>第十八条 试点企业发生下列情形之一, 试点银行自发现之日起5个工作日内取消企业试点资格:</p> <p>(一) 试点银行对企业定期评估不合格的。</p> <p>(二) 企业被所在地外汇局降为B/C类或处罚的。</p> <p>(三) 发现企业存在构造贸易、虚假贸易等异常情况的。</p> <p>(四) 业务核查中发现企业提供虚假单证的。</p> <p>(五) 企业不配合所在地外汇局、试点银行监督管理的。</p> <p>第十九条 银行试点资格被取消, 其所推荐的所有试点企业在该行试点资格自动取消, 但不影响企业在其他试点银行的试点资格。</p> <p>因异常或违规行为被取消试点资格的企业, 由上海市分局通知推荐试点企业的银行, 取消企业试点资格。</p> <p>因异常或违规行为被取消试点资格的银行和企业, 原则上两年内不得再次申请本指导意见的试点业务。</p> <p>第二十条 上海市分局取消银行试点资格的, 应及时通知相关银行。试点银行取消企业试点资格的, 应及时通知试点企业, 并于5个工作日内将企业名单及取消原因报上海市分局备案。</p> <p style="text-align: center;">第五章 附 则</p> <p>第二十一条 中华人民共和国境内的国家机关、事业单位、社会团体、部队等, 适用本指导意</p>	<p>て検査に備えて取引エビデンスを5年間保管しなければならない。</p> <p>第十七条 上海市分局は、試行銀行および企業に対して業務指導あるいはリスク提示を行い、試行銀行および企業は、上海市分局のオフサイトモニタリングおよび検査業務に協力し、関連資料を事実通りに提供しなければならない。</p> <p>第十八条 試行企業に下記の状況のいずれかが生じた場合、試行銀行は、発覚日より5営業日以内に企業の試行資格を取り消す:</p> <p>(一) 試行銀行の企業に対する定期評価で不合格となった。</p> <p>(二) 企業が所在地の外管局からB/C類への降格あるいは処罰を受けた。</p> <p>(三) 企業に虚構貿易・虚構取引などの異常な状況があることが発覚した。</p> <p>(四) 業務検査において、企業が虚偽のエビデンスを提供していたことが発覚した。</p> <p>(五) 企業が所在地の外管局・試行銀行の監督管理に協力しない。</p> <p>第十九条 銀行の試行資格が取り消された場合、当該銀行が推薦したすべての試行企業の当該銀行における試行資格は自動的に取り消しとなるが、企業のその他の試行銀行における試行資格には影響しない。</p> <p>異常あるいは規定違反行為により試行資格が取り消された企業について、上海市分局は、企業の試行資格を取り消すよう試行企業を推薦した銀行に通知する。</p> <p>異常あるいは規定違反行為により試行資格が取り消された銀行および企業は、原則、本指導意見の試行業務を2年以内に再度申請してはならない。</p> <p>第二十条 上海市分局が銀行の試行資格を取り消す場合、関連銀行に遅滞なく通知しなければならない。試行銀行が企業の試行資格を取り消す場合、試行企業に遅滞なく通知し、併せて5営業日以内に企業リストおよび取消理由を上海市分局に備案しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">第五章 附 則</p> <p>第二十一条 中華人民共和国国内の国家机关・事業単位・社会团体・軍隊などは、本指導意</p>
--	---

<p>見。</p> <p>第二十二条 试点银行如变更试点业务范围，需向上海市分局重新备案。</p> <p>第二十三条 本指导意见所称“服务贸易”，包括经常项目的服务、初次收入(资本项目有关的收益收支除外)和二次收入。</p> <p>第二十四条 本指导意见自发布之日起实施，由上海市分局负责解释。《国家外汇管理局上海市分局关于修订〈国家外汇管理局上海市分局关于开展贸易外汇收支便利化试点的指导意见〉的通知》(上海汇发(2021)16号)同时废止。</p> <p>附：《银行承诺函》</p> <p>附</p> <p style="text-align: center;">银行承诺函</p> <p>本行(包含下辖开展试点业务的网点)(以下简称银行)已知晓货物贸易/服务贸易外汇收支便利化试点政策及相关要求，仔细阅读本承诺函告知和提示的外汇局监管要求以及银行义务。银行承诺将：</p> <p>一、推荐符合《指导意见》要求的试点企业。依法合规为银行推荐的试点企业办理货物贸易/服务贸易外汇收支业务，认真履行展业三原则，做好对客户的尽职审查，承担自证相关试点业务真实合规的主体责任，自身不主动开展也不协助企业开展监管套利、空转套利，对虚假贸易、构造贸易保持零容忍。</p> <p>二、对试点客户和企业的业务开展持续跟踪监测，评估交易的逻辑性、合理性。指定专人定期对试点企业业务办理情况、企业的业务经营状况及可持续经营能力准入资格及遵守外汇管理规定情况进行跟踪监测及评估，确保各项风险监控及防范措施有效落实，对发现的风险点及时整改。对不符合条件的试点企业及时终止实施便利化试点并启动退出机制。如发现异常情况，及时向外汇局报告。</p>	<p>見を適用する。</p> <p>第二十二条 試行銀行が試行業務の範囲を変更する場合、上海市分局に改めて備案しなければならない。</p> <p>第二十三条 本指導意見でいう「サービス貿易」には、經常項目のサービス・第一次所得(資本項目に関する収益の受払を除く)および第二次所得を含む。</p> <p>第二十四条 本指導意見は、公布日より実施し、上海市分局が解釈の責を負う。《国家外貨管理局上海市分局：〈国家外貨管理局上海市分局：貿易外貨受払利便化試行の実施に関する指導意見〉の改訂に関する通知》(上海匯發[2021]16号)は、同時に廃止する。</p> <p>附：《銀行承諾書》</p> <p>附</p> <p style="text-align: center;">銀行承諾書</p> <p>当行(管轄の試行業務を行う拠点を含む)(以下、銀行)は、貨物貿易/サービス貿易外貨受払利便化試行政策および関連要求を理解しており、本承諾書にて告知および提示する外管局の監督管理要求および銀行の義務を精読した。銀行は、以下を承諾する：</p> <p>一、《指導意見》の要求に合致する試行企業を推薦する。法に基づきコンプライアンスに準拠して銀行が推薦した試行企業のために貨物貿易/サービス貿易外貨受払業務を取り扱い、業務実施三原則を真摯に履行し、顧客に対するデューデリジェンス審査を適切に行い、関連試行業務の真実性・コンプライアンス性を自ら証明するという主体としての責任を負い、自身は、監督管理を利用した鞆取り・空売りによる鞆取りを主体的に行わず、また企業のこれらの行為を幫助せず、虚構貿易・虚構取引に対する非寛容を保持する。</p> <p>二、試行顧客および企業の業務に対する継続的追跡モニタリングを実施し、取引の論理性・合理性を評価する。専門職員を指定して試行企業の業務実施状況・企業の業務/経営状況および経営持続可能能力・参入資格および外貨管理規定の遵守状況に対して定期的に追跡モニタリングおよび評価を行い、各リスク監督コントロールおよび防止措置の有効性・実行性を保証し、発覚したリスク項目を適時是正する。条件に合致しない試行企</p>
--	--

<p>三、接受并配合外汇局对本银行的监督管理，及时、如实说明情况并提供证明相关交易真实性、合规性和合理性的相关单证资料，提交的各类资料真实、准确、有效，涉嫌弄虚作假、伪造数据资料的，接受外汇局依法严肃处理。</p> <p>四、本承诺函适用于银行为试点企业办理货物贸易/服务贸易外汇收支业务；本承诺函未尽事项，按照有关外汇管理法规规定执行。</p> <p>五、本承诺函适用于银行，自签署时生效。银行将认真学习并遵守相关政策及要求，积极支持配合外汇局做好对试点业务的管理。</p> <p>六、若未履行上述承诺之义务，自愿接受外汇局实施的取消试点资格、处罚等在内的处理措施。</p> <p>银行(公章): 负责人(签字):</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p>	<p>業に対して、遅滞なく利便化試行の実施を終了かつ退出メカニズムを始動させる。異常な状況が発覚した場合、遅滞なく外管局に報告する。</p> <p>三、外管局の当該銀行に対する監督管理を受け入れかつ協力し、適時・事実通りに状況を説明かつ関連取引の真实性・コンプライアンス性および合理性を証明する関連エビデンス・資料を提供し、提出した各種資料が真実・正確・有効であり、データ・資料の虚偽/作為・偽造の嫌疑がある場合、外管局の法に基づき厳格な処理を受け入れる。</p> <p>四、本承諾書は、銀行が試行企業のために取り扱う貨物貿易/サービス貿易外貨受払業務に適用する；本承諾書で言及していない事項については、関連外貨管理法規・規定に基づき執行する。</p> <p>五、本承諾書は銀行に適用し、署名時より発効するものとする。銀行は、関連政策および要求を真摯に学習かつ遵守し、外管局による試行業務に対する管理の適切な実施を積極的に支援・協力する。</p> <p>六、上述で承諾した義務を履行していない場合、外管局が実施する試行資格の取消・処罰などを含む処理・措置を自ら受け入れるものとする。</p> <p>銀行(公章): 責任者(署名):</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p>
---	--